

安八町告示第36号

安八町職員措置請求に係る監査結果の公表

平成29年3月15日付けで提出されました住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表します。

平成29年 5月10日

安八町監査委員 清伸二
安八町監査委員 安井忠

記

第1 監査の請求

1 請求人

岐阜県安八郡安八町森部916番地の1
川畑 泰治

2 請求書の受付

平成29年 3月15日

3 請求の趣旨

請求人から提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書〕の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。

なお、請求の趣旨については原文のまま記載した。

監査委員は安八町長に対し、すでに支払われている安八町消防団団員報酬を返還させる為に必要な措置を講ずるように勧告するよう求める。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

- ① 平成29年1月19日 岐阜新聞朝刊の写し
- ② 平成28年5月1日発行 広報あんぱち第644号(4)の写し

第2 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成29年3月15日付けで受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成29年4月20日、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は概ね次のような主旨の陳述をした。

- (1) 団員報酬について、懲戒事由について非違行為に該当する行為を行った者は速やかに懲戒行為が行われるもの。1月17日に逮捕、1月18日に再逮捕されている。■氏のときは速やかに懲戒処分が下された。■氏の逮捕は窃盗、傷害であり安八町の懲戒処分の指針に照らし合わせても懲戒免職になる非違行為である。■氏は懲戒免職が妥当であり、懲戒免職となった者は、当然、団員報酬は支給されるべきものではない。
- (2) 消防団条例第12条では、団員報酬年額25,000円と規定されている。従って、前期後期と分けて振り込んでいるのは便宜上分けているだけで、■氏の団員報酬は年額25,000円と考えるべきである。また、■氏や■氏のときは、平成26年度団員報酬支給停止となり年額の団員報酬は支給されていない。

2 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容を検討した結果、平成28年度安八町消防団員報酬の支出が違法又は不当な支出であるか否かを監査対象とした。

3 監査対象課

総務課

4 監査対象課の関係職員調査

法第242条第4項の規定に基づき、平成29年4月11日に監査対象課である総務課の職員から本件について調査したところ、概ね次のとおり説明があった。

- (1) 被請求人に対して支払われた団員報酬は、前期分平成28年6月15日、後期分平成28年10月25日である。
- (2) 安八町消防団員の身分であった被請求人の違法行為による逮捕事実を初めて知ったのは、平成28年11月10日付け岐阜新聞(朝刊)である。
- (3) 被請求人は、平成28年11月11日付けで「消防団退団願」並びに「辞退

申出書」を安八町役場総務課に提出、同日付けで退団辞令交付。

- (4) 被請求人が私人の身分での違法行為の後、再び逮捕された事実を知ったのは、平成29年1月19日付け岐阜新聞（朝刊）である。
- (5) 被請求人は、安八町消防団を退団した翌日（平成28年11月12日）から平成29年3月31日までの団員報酬額9,589円（日割り）を平成29年3月16日に返還。

5 監査対象課の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、平成29年4月20日に監査対象課である総務課の職員から陳述を聴取したところ、概ね次のとおり説明があった。

- (1) 先に行われた関係職員の調査において関係書類、決裁等を含めたすべての書類を提示、また事実のみを説明した。

第4 監査の結果及び判断

1 事実関係の確認

(1) 事実関係

総務課から平成28年度安八町消防団員報酬支払いに際しての決裁文書等を取り寄せ、次の事項を確認した。

- ア 平成28年6月15日 平成28年度安八町消防団員報酬（前期分）支払い
- 平成28年10月25日 平成28年度安八町消防団員報酬（後期分）支払い
- イ 平成28年11月10日 岐阜新聞（朝刊）
- ウ 平成28年11月11日 被請求人からの消防団退団願並びに辞退申出書
- エ 平成29年1月19日 岐阜新聞（朝刊）
- オ 平成29年3月16日 被請求人から返還された団員報酬の一部に係る請求書並びに領収書の写し

2 判断等

(1) 監査における判断基準について

ア 違法性又は不当性の判断について

住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による法第242条第1項に規定する公金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結又は履行その他の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実について、その監査及び予防、是正等の措置を監査委員に請求する権能を住民に与え、もって地方財政行政の適正な運営を図り、住民全体の利益を確保することを目的とするものである。

そのため、本来、監査委員の監査の対象となるのは、違法又は不当な財務会計上の行為そのものについてである。

本件監査請求における請求の趣旨によれば、請求人は、[] 氏が違法又は不当な行為によって逮捕されており懲戒免職処分が妥当であり、よってすでに支払われている安八町消防団員報酬に係る支出の返還を求めているが、その理由は、上記の場合において消防団員の身分は市町村における非常勤特別職公務員であるため一般職に準じた対応がされるべきであるというものである。

加えて陳述の中で、「[] 氏の逮捕は、窃盗、傷害であり安八町の懲戒処分の指針に照らし合わせても懲戒免職になる非違行為である。[] 氏は懲戒免職が妥当であり、懲戒免職となった者は、当然、団員報酬は支給されるべきものではない。」旨を述べているものである。

このことから、本件請求は、平成28年6月15日と平成28年10月25日の安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に基づき行われた「公費の支出」という財務会計上の行為と、その後の「[] 氏の違法または不当な行為により逮捕されており懲戒免職処分が妥当であり、よって、すでに支払われている安八町消防団員報酬に係る支出の返還を求めている」という財務会計上ではない行為（以下「原因行為」という。）の違法性又は不当性を問題としているものと解するものが相当である。

このため、原因行為である、[] 氏の違法または不当な行為により逮捕されており懲戒免職処分が妥当であり、よってすでに支払われている安八町消防団員報酬に係る支出の返還の性質及び、財務会計上の行為に係る違法性、不当事由の内容との関係を総合的に考慮した上で、当該原因行為があったためにこの当該原因行為より以前の「公費の支出」という財務会計上の行為が違法又は不当とされるかを判断するものとする。

イ 判断に当たっての関係法令等について

(ア) 地方公務員法第29条第1項について

地方公務員法第29条第1項において、職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる旨が規定されている。

(イ) 地方公務員法第29条第4項について

地方公務員法第29条第4項において、職員の懲戒の手続き及び効果は、法律に特別な定がある場合を除く外、条例で定めなければならない旨が規定されている。

(ウ) 安八町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例について

安八町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例第1条において、この条例は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づいて、職員の懲戒の手続き及び効果に関し規定することを目的としている旨が規定されてい

る。

(エ) 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例について

安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第6条において、団長は団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる旨が規定されている。

(2) 監査委員の判断

ア 請求人の主張は、[REDACTED]氏が違法又は不当な行為によって逮捕されており懲戒免職処分が妥当であり、安八町よりすでに支払われている団員報酬年額25,000円の返還を求めているものである。

請求人の主張に対する監査委員の判断は次のとおりである。

(ア) 平成28年6月15日と平成28年10月25日の安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に基づき行われた「公費の支出」という財務会計上の行為とその後の「[REDACTED]氏の違法または不当な行為により逮捕されており懲戒免職処分が妥当であり、よって、すでに支払われている安八町消防団団員報酬に係る支出の返還を求めている」という財務会計上の行為ではないものとの間に因果関係はないと解する。

(イ) 平成29年4月11日に実施した関係職員の調査で、平成28年11月11日に退団願と辞退申出書を安八町役場へ提出・同日受理、退団辞令交付しており、かつ平成29年3月16日に消防団員の身分でない期間についての団員報酬を返還している。

また、辞退申出書により退職報奨金の支給はされていない。

(ウ) 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第6条において、団員の懲戒処分については団長ができることとされている。

3 結論

前述のとおり、平成28年6月15日と平成28年10月25日の安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に基づき行われた「公費の支出」という財務会計上の行為とその後の「[REDACTED]氏の違法または不当な行為により逮捕されており懲戒免職処分が妥当であり、よって、すでに支払われている安八町消防団団員報酬に係る支出の返還を求めている」という財務会計上の行為ではないものとの間に因果関係はなく、本件に係る支出は違法又は不当であると断定することはできない。

よって、町が損害を被ったとは認められず、請求人の主張は理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。